

寿都湾

◎ 議会だより

令和2年 第1回定例会

令和2年第1回定例会は、3月3日に招集され会期を16日までの14日間と定め、開会初日の3日は、町長から「町政執行方針」、教育長から「教育行政執行方針」の表明が行われた後、新年度の各会計予算を除く議案31件（諮問1件、決議案2件、意見案4件、専決処分1件、条例の廃止1件、条例の改正10件、単行議案6件、令和元年度各会計補正予算5件、令和元年度予算1件）を審議し、延会しました。

9日は令和2年度各会計予算7件の提案理由の説明を受け、議員全員により、構成された予算特別委員会（委員長 木村眞男議員、副委員長 沢村國昭議員）に付託した後、一般質問を行いました。

10日及び11日に予算特別委員会を開催し、付託された令和2年度各会計予算7件について審議の結果、いずれも可決するものと決定し、特別委員会を閉会しました。

12日に本会議を再開し、予算特別委員会での審議についての委員長からの報告を受け、新年度各会計予算7件を原案のとおり可決し、全日程を終了して閉会いたしました。

令和2年度 一般会計及び各特別会計並びに公営企業会計

会計区分		令和2年度	前年対比(%)
一	一般会計	51億8200万円	▲3.1
特別会計	国民健康保険事業特別会計	3億8860万円	▲3.8
	後期高齢者医療特別会計	5170万円	0.6
	介護保険事業特別会計	4億5740万円	4.4
	簡易水道事業特別会計	1億8590万円	46.6
	公共下水道事業特別会計	1億9730万円	▲8.8
計（風力会計除く）		64億6290万円	▲1.9
公営企業	収益的収入	6億3015万円	/
	収益的支出	4億5127万5千円	
	資本的収入	3000万円	
	資本的支出	1億9361万5千円	

No. 185 令和2年5月
発行/寿都町議会
編集/広報編集委員会
寿都町字渡島町140-1（議会事務局）
TEL 0136-62-2511 / FAX 0136-62-3431



4月17日に寿都保育園年長組によるサケの稚魚放流が行われました。

審議した案件

人事案件

◆人権擁護委員の推薦について
金子雄一氏（新栄町）を
適任と決議しました。

決議案

◆民族共生の未来を切り開く決議……………原案可決

◆特定の人種や民族などに対する差別をあり、個人及び民族としての尊厳を傷つけるヘイトスピーチに反対する決議……………原案可決

意見案

◆子どもの医療費無料化制度の拡充を求める意見書……………総務常任委員会へ付託

◆IR誘致に伴う疑惑解明と実施中止を求める意見書……………原案否決
（賛成4・反対4）

同数のため議長裁決により否決
1億5千万増

条例の廃止

◆寿都町風力発電事業特別会計条例の廃止……………原案可決

令和2年3月31日の公営企業会計（風力発電事業）の開始に伴い、寿都町風力発電事業特別会計条例を廃止するものです。

条例の改正

◆寿都町職員定数条例の全部改正……………原案可決

令和2年3月31日の公営企業会計の開始に伴い、条例の趣旨及び職員の定数などの全部を改正するものです。

◆企業職員の給与に関する条例の全部改正……………原案可決

令和2年3月31日の公営企業会計の開始に伴い、題名を企業職員の給与及び旅費に関する条例に改め、全部を改正するものです。

◆寿都町課設置条例の一部改正……………原案可決

令和2年3月31日の公営企業会計の開始に伴い、課の事務分掌の一部に変更が生じることから一部を改正するものです。

◆寿都町風力発電事業基金条例の一部改正……………原案可決

令和2年3月31日の公営企業会計の開始に伴い、風力発電事業特別会計を風力発電事業会計基金に改める改正です。

◆寿都町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正……………原案可決

厚生労働省令の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業に従事する放課後児童支援員の資格要件について改正するものです。

◆寿都町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正……………原案可決

厚生労働省令の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、省令の基準内容と同様の基準となるよう改正するものです。

◆寿都町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正……………原案可決

（賛成8・反対0）

内閣府令の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」の一部改正に伴い、府令の基準内容と同様の基準となるよう改正するものです。

◆寿都町介護保険条例の一部改正……………原案可決

介護保険法の改正により、低所得者の保険料のさらなる軽減強化を図るため、令和2年度の軽減後の保険料額を規定し一部を改正するものです。

◆寿都町高齢者住宅の設置及び管理条例の一部改正……………原案可決

（賛成8・反対0）
高齢者住宅（渡島団地）が完成することに伴い、一部を改正するものです。

◆寿都町子育て支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正……………原案可決

矢追町子育て支援住宅が完成することに伴い、一部を改正するものです。

◆寿都町過疎地域自立促進市町村計画の変更……………原案可決
建設機械購入事業及び葬

斎場整備事業を新たに過疎地域自立促進市町村計画に追加登録するため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

◆公の施設（寿都町観光交流センター）の指定管理者の指定……………原案可決

寿都町観光交流センターの管理運営について、令和2年3月31日をもって期間満了となることから、引き続き一般社団法人寿都町観光物産協会を指定するものです。

◆財産の無償貸付……………原案可決

橋本家北側土蔵のそば処 鯨御殿は、昨年春から休業しておりましたが、営業再開のめどが立ったことから、地域の食の魅力を提供し、賑わいを創出することを目的に、令和2年4月1日から施設を無償貸付するため、「財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例」の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

◆財産の無償貸付……………原案可決

耕作放棄地の有効活用と新たな農業スタイルを確立

代表取締役 野村健一郎

補正予算

するため、通年型農業ハウスを活用し、雇用と農場産品を創出し、本町の農村活性化を図ることを目的に、ハウスを無償貸付するため、「財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例」の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

◆財産の無償貸付の変更：………原案可決

これまで情報発信施設（アンテナショップ）の管理運営を株式会社寿都振興公社が担っておりましたが、令和2年4月1日より別会社に引き継がれることから貸付期間を令和元年度末に変更するため、「財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例」の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

◆令和元年度寿都町一般会計補正予算（第6号）………原案可決

（賛成7・反対1）
予算総額に1億1千262万9千円を追加し、総額を57億927万4千円とするものです。

●補正の主なもの

- ・総務費（風力発電事業基金積立金の増額ほか）
1億5千670万9千円増
- ・民生費（国民健康保険事業特別会計繰出金の増額ほか）
972万6千円増
- ・衛生費（寿都診療所運営負担金の減額ほか）
2千326万7千円減
- ・商工費（地域おこし協力隊嘱託報酬の減額ほか）
507万1千円減
- ・土木費（渡島団地整備工事請負費の増額ほか）
251万4千円増
- ・教育費（電線地下埋設負担金の減額ほか）
2千498万2千円減
- ・公債費（一時借入金利子の減額ほか）
300万円減

◆令和元年度寿都町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）………原案可決

（賛成8・反対0）
予算総額に2千53万1千円を追加し、総額を4億2千95万6千円とするものです。

●補正の主なもの

- ・基金積立金（国民健康保険事業基金積立金の増額）
2千546万7千円増
- ・諸支出金（返還金の増額）
6万4千円増

◆令和元年度寿都町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）………原案可決

予算総額に378万3千円を追加し、総額を4億4千883万5千円とするものです。

●補正の主なもの

- ・総務費（介護保険システム改修負担金）
25万1千円増
- ・保険給付費（居宅介護サービス費負担金の増額ほか）
371万3千円増
- ・基金積立金（介護保険給付準備基金積立金の増額）
317万5千円増
- ・地域支援事業費（介護予防・生活支援サービス事業負担金の減額）
335万6千円減

◆令和元年度寿都町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）………原案可決

予算総額から684万円を減額し、総額を2億1千553万9千円とするものです。

●補正の主なもの

- ・施設費（下水道事業計画策定業務委託料の減額ほか）
684万円減

◆令和元年度寿都町風力発電事業特別会計補正予算（第3号）………原案可決

予算総額に6千596万3千円を追加し、総額を8億8千982万3千円とするものです。

●補正の主なもの

- ・電気事業費（系統側蓄電池設置負担金の減額ほか）
7千772万6千円減
- ・諸支出金（一般会計繰出金の増額）
1億4千368万9千円増

◆令和元年度寿都町風力発電事業会計予算：原案可決

令和2年3月31日に、風力発電事業が特別会計から公営企業会計へ移行することから、1日限りの令和元年度予算を計上するものです。
・収益的収入 148万2千円
・収益的支出 56万6千円

決議可決

第1回定例会では2件の決議案が議員提案され、原案のとおり可決しました。決議文は、次のとおりです。

民族共生の未来を切り開く決議

アイヌ文化の復興・発展の拠点としてウポポイ（民族共生象徴空間）が北海道白老町ポロト湖畔に、4月24日誕生します。

よって、寿都町議会は、ウポポイ開設を機に、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現が図られ、北海道が魅力ある大地であり続けるため、寿都町民の協力を得て「民族共生の未来を切り開く」決意をここに表明します。

（注）4月24日に開業予定のウポポイは新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、5月29日に開業延期となりました。

先住民アイヌを主題とした日本初の「国立アイヌ民族博物館」と「国立民族共生公園」等からなるこの施設は、国では年間来場者100万人の目標を掲げ、道内においては官民一体となって誘客活動に取り組んでおり、道内各地のアイヌ文化振興の取り組みや食・観光等の地域の多様な魅力とつなげるにより、国内外への総合的な情報発信の強化となり、国民理解の促進が大きく期待されます。

また、北海道を訪れる観光客のさらなる増加は、新たな産業の創出・既存産業の活性化など相乗効果も期待されるところであります。

ヘイトスピーチとは、広義では、人種、民族、国籍、性などの属性を有するマイノリティ集団若しくは個人に対し、その属性を理由とする差別的表現であり、中核にある本質的な部分は、マイノリティに対する「差別、敵意又は暴力の煽動」（国際人権規約の自由権規約20条）、「差別的あらゆる煽動」（人種差別撤廃条約4条）であり、表現による

暴力、攻撃、迫害とされています。

日本のヘイトスピーチを禁止する法的義務は、国際的には、自由権規約、人種差別撤廃条約、そして先住民族宣言に基づいています。

人種差別撤廃条約第4条C項では「国又は地方の公の当局又は機関が、人種差別を助長し、又は煽動することを認めないこと」としており、2007年採択された「先住民の権利に関する国際連合宣言」（先住民族宣言）第8条では、国が「民族的アイデンティティを剥奪する目的又は効果を持つあらゆる行為」として「先住民族に対する人種的又は民族的差別を助長又は煽動するあらゆる形態の宣伝」を防止し、是正するための効果的措置をとると定めています。

日本では、先住民族宣言の趣旨に沿って具体的な行動をとることが、国連人権条約監視機関から求められ、2008年に「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」を可決しています。

法務省によると、近年、聞くに堪えない内容のヘイトスピーチが繰り返されており、2015年だけで約

250件も確認されたといま

す。北海道でも旭川や札幌で「デモ」や「街頭宣伝」でヘイトスピーチが行われており、2016年に成立した「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）においては、付帯決議で「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものでは、いかなる差別的言動であつても許されるとの理解は誤りであり、本法の趣旨、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別的撤廃に関する国際条約の精神に鑑み適切に対処することとし、地方公共団体においては、国と同様に、その解消に向けた取り組みに関する施策を着実に実施することが盛り込まれました。

昨年5月に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（アイヌ施策推進法）は、アイヌ民族を初めて先住民族と明記し、第4条で、「差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」とし、第5条では、国及び地方公共団体の責務を規定しています。

また、参議院では、「先住民族宣言を踏まえる」ことが、付帯決議されました。しかし、アイヌ施策推進法が施行されて以降、逆行する形でアイヌ民族へのヘイトスピーチが激しくなっています。

意見書可決 関係大臣等へ送付

第1回定例会では1件の意見書を可決し、関係省庁へ提出いたしました。なお、内容を要約して掲載いたします。

また、参議院では、「先住民族宣言を踏まえる」ことが、付帯決議されました。しかし、アイヌ施策推進法が施行されて以降、逆行する形でアイヌ民族へのヘイトスピーチが激しくなっています。

大規模森林火災、気候変動の原因とされる温暖化へのさらなる対策を求める意見書

猛威を振るう風水害や多発する山火事など、気候変動による大規模な災害が広がる中、温室効果ガス排出の「実質ゼロ」に向けて、世界の取り組みが緊急性を増しています。

国連のグテーレス事務総長は、国連本部での年頭演説で、21世紀を生きる人類が直面している脅威の一つに気候危機を挙げ、「気温上昇は記録を破り続けている」「我々の惑星は燃えている」「後戻りできない地

点に段々近づいている」と警鐘を鳴らしました。人類が非常事態に直面していることは疑う余地はありません。

今年、地球温暖化対策の国際的枠組みである「パリ協定」が本格的に始動する年です。パリ協定は、今世紀末までの気温上昇を産業革命前より2度未満、深刻な打撃を回避するためには、できれば1.5度以内にする事を挙げ、目標を達成するためには、「今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出量を、人為的な吸収量とバランスさせる」必要があると記述しています。

このためには各国が削減目標の大幅な引き上げに踏み出すことが何よりも急務です。50年までに温室効果ガスの排出を「実質ゼロ」にするための戦略をまとめる国は75か国に上っています。日本政府は、昨年12月のCOP25（国連気候変動枠組条約第25回締約国会議）で、地球温暖化対策に前向きとしない国に対してNGOが贈る「化石賞」を二度も受賞するという不名誉な事態となりました。2050年までに「実質ゼロ」を目指して、その実現のために削減目標を引き上げる戦略の策定と、石炭火力発電所の輸出を中止する政策転換とともに、国内

6月に定例議会が開かれます

傍聴の際は、
新型コロナウイルス感染対策のため、
手指消毒とマスク着用にご協力をお願いします。



日程等、詳しいことは
議会事務局へ
お問い合わせください。
(TEL 62-2511)

においても、国連環境計画（UNEP）が勧告する、二酸化炭素を出し続ける石炭火力発電所の建設中止、既存の石炭火力発電所を停止する日程表の作成に取り掛かるべきです。以上、国連の要請に応えた温室効果ガス「実質ゼロ」の取り組み強化を進めるよう求めます。（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、環境大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、国土交通大臣

ここが聞きたい

一般質問

第1回定例会での一般質問では3名の方から5項目について質問がありました。

友山 大信 議員

行政 まちづくり懇談会について



■質問
まちづくり懇談会についてであります。

寿都町では行政と町民との意見交換の場として最近12年間に4回開催をしております。

まちづくり懇談会は平成20年、平成27年の2回、住民説明会を平成23年、平成29年の2回開催をしております。

会場としては7か所から10か所で開催し、テーマを設定し話し合いを実施しております。住民の参加者数は1会場平均12名余りとなっております。

現在町民の関心事として二セコアンテナショップ、そば処鯉御殿などが挙げら

れますが、町民への説明、意見交換が不十分であると思えます。

行政と町民が身近になるよう毎年開催すべきであると考えますが、町長の見解をお伺いします。

●町長

友山議員の御質問にお答えいたします。

若干、答弁長くなりますけれども、お許し願いたいと思えます。

まちづくり懇談会についての御質問であります。まちづくり懇談会は、町政に対する要望からまちづくりに対する要望からまちづくり全般にわたり、町民の皆様から生の声を聴くことのできる重要な機会として、平成20年度まで毎年開催し



てきておりましたが、各町内会が抱える課題や町への要望については、「町政に対する要望」として毎年取りまとめていることや、まちづくり懇談会への参加者が減少していることなどを踏まえ、平成21年度に検討の結果、平成21年度から毎年の開催を取りやめる決定をし、各町内会へ周知させていたただいたところであります。

その後、町民の方々と懇談する話題などを検討した中で、平成27年度に7地区の会館で開催し、地域によっては夜間の時間帯での開催や会館までの送迎など、地域住民の皆さんが集まりやすいよう御案内したところでありますが、残念

ながら、参加者が集まらない状況に至っているのが現状であります。

毎年、秋に集約する各町内会からの「町政に対する要望」をはじめ、各町内会総会などへの出席、広報5月号へ折り込みする「町民の声」、また、樽岸町から磯谷町までの各町内会への各課からの地域支援担当の配置、各担当課が会議や住民の方々が集まる場などで

広く意見を聴く場を設けていることなどから、まちづくり懇談会につきましては、毎年、定例的に開催する必要がないものと考えており、今後、開催時期や懇談会等の内容につきまして十分協議してまいります。

また、二セコアンテナショップやそば処鯉御殿の運営など、全員協議会において議員の皆さんと協議を重ねている施策につきましては、今後、開催を予定する「議員報告会」などで住民の方々に協議経過や方針などを伝えていただくなどの方法を含め検討してまいります。が、事業によっては相手先との調整や時間を要するものもありますので、今後、内容等について協議調整した中で対応してまいります。

一方、住民説明会につきましては、住民生活に大きな影響のある重要政策等を住民に周知するとともに、場合によっては事業実施の判断や意見を聴く必要があると判断した際に開催を検討してまいりたいと考えております。

■再質問

寿都町では「第8次寿都町総合振興計画」が策定されました。また、寿都町として今後考えられる長期的整備計画として、今ありました洋上風力発電、ゴミ処理場の改修、寿都寿海荘の

改修、農用地の先行取得など重要な課題がたくさんあると思えます。是非とも町民への説明、また、意見交換をすべく工夫をして、今後、開催するよう要望しまして再質問とします。

●町長

今、友山議員が御指摘あった重要案件について、住民説明会が必要と考えられるものは、議会の皆様と協議をして整理をした中で丁寧に進めさせていた、きたいというふうと考えております。

友山 大信 議員 医療 寿都診療所の 体制変更について



■質問

寿都診療所の体制変更について質問いたします。

寿都診療所の体制変更により患者数の増加を見込み診療所施設を増築する、また、病気の児童を一時的に保育する病児保育施設を整備し、令和3年度国保直診診療所へ移行することですが、今後の具体的な進め方、また、国保直診診療

所になるとどのように医療体制が変わるのか、さらに、財政的な点ではどのように変わるのかお伺いいたします。

●町長

寿都診療所の体制変更についてであります。御承知のとおり、寿都診療所は道立寿都病院の廃止に伴い、地域医療の確保を目的に、寿都町が開設者として

平成17年4月に開設し、16年目を迎えようとしております。

平成30年4月からは、医療法人北海道家庭医療学センターを指定管理者として運営、公設民営化による民間のノウハウを生かし、医師の確保など、比較的安定的な医療体制を構築してきましたところであります。

一つ目の国保直診療所移行に向けた今後の具体的な進め方、また、国保直診療所とはどのような医療体制になるのかとの御質問であります。本町の医療体制につきましては、全道的に地域医療の厳しい状況が叫ばれる中で、寿都診療所と民間の祁答院医院により連携が図られ、良好な環境のもと維持確保されてきたところでありますが、地域の将来人口予測を見ると、急速な人口減少は避けられない状況でもあり、今後も厳しい状況が予想されることから、早いうちから将来にわたり持続可能な地域医療体制の構築に向けて、寿都医師会の会長である祁答院先生との協議・意見交換を行ってきたところであります。

この協議の中で、今後の人口減少や更なる高齢化が

進む中で、最終的には祁答院先生も寿都診療所に合流し、広域的な連携を見据えた中で一体的に地域医療を担っていくことが、住民にとって一番の安心につながるかと確認したところであり、来年4月の移行に向けて協議を進めることとなったところであります。

二つ目の財政的にはどのように変化するのかわかりませんが、国民健康保険診療所に移行するに伴い、今までどおり地方交付税や医療施設・設備等整備費・救急医療等、国の医療政策的助成の対象となるほか、新たに国民健康保険施設としての助成対象となります。

特に、町内に医療機関が寿都診療所のみとなった場合、国保特別調整交付金における、へき地国保診療所運営費の助成で、第一種へき地診療所として該当することが見込まれ、平成30年度の実績に基づき試算した結果、7千万円以上の助成額と算出されることから、診療所を運営していく上で、国保診療所移行に伴う財政上のメリットは大きいものと判断するとともに、今後の広域連携への対応や、病児保育施設整備により住民ニーズに 대응する診療

所機能強化等、更なる住民サービスの向上につながるものと考えております。

なお、運営形態が国保診療所に移行しても、基本的な医療サービスを行うことに一切変わりはありませんので、引き続き安心して受診できる医療体制を確保してまいりたいと考えております。

いずれにしても、来年4月の移行に向けて、診療所の指定管理者である北海道家庭医療学センターと、病児保育の運営体制や患者数が増加した場合の看護師・医事業務等の体制づくりを先行して進めると

もに、課題の整理や関係機関との詳細協議を早急に進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。



友山 大信 議員

環境 洋上風力発電について



■質問

政府は地球温暖化対策の一環として再生可能エネルギーとして洋上風力発電を促進すべく2019年4月に洋上風力発電を促進する新法を施行しました。

全国的に順次区域を指定して事業の公募を行い普及を進めております。

既に長崎県五島市沖が選

り、2月14日に申請書を提出したと聞いております。洋上風力発電促進区域に指定される見通しについてお伺いいたします。

●町長

洋上風力発電についてはありますが、まず、国内における再生可能エネルギーの背景ですが、東日本大震災では被災によって様々なエネルギーの供給に問題が発生しました。

これまでの国のエネルギー政策を覆す大きな社会問題として、環境への負荷、安全・安心は特に福島原発事故後は、世論の高まりとともに再生可能エネルギー政策は国内において急速に普及・推進する機運の高まりを見せております。

また、近年、地球温暖化問題がクローズアップされており、再生可能エネルギー社会の実現は、温室効果ガスを削減する効果とともに地球環境問題として、世界的にその取組が加速化してまいります。

日本における再生可能エネルギー導入容量は、世界第6位と世界で普及が進む中、後進国であり、政府は2050年に向けた第5次エネルギー基本計画で再生

可能エネルギーを「主力電源化」とする方針が打ち出され、中でも洋上風力発電の導入拡大は喫緊の課題としております。

昨年7月30日には、経済産業省資源エネルギー庁及び国土交通省港湾局により、洋上風力発電の「促進区域」の指定に向けて、「既に一定の準備段階に進んでいる区域」として11区域が整理され、うち4区域は「有望な区域」として法定協議会の組織や、国による風況・地質調査の準備が開始されております。

また、その中で昨年の暮れに政府は、長崎県の五島市沖を全国で初めて法律に基づき「促進区域」に指定し、今後、発電を希望する事業者の公募を行うことになっております。

北海道においては昨年、石狩・松山地区で大手企業の洋上風力発電推進の動きが新聞等で報じられておりますが、現在のところ道内において「有望な区域」に選定された地域はございません。

国では、第二弾として2020年度の洋上風力「促進区域」の指定に向けて、経済産業省と国土交通省は昨年12月13日、「有望



な区域」に関する情報提供の受付を開始しました。

2019年4月より施行された「再生エネルギー法」に基づくもので、洋上風力の導入を積極的に進めるエリア「促進区域」を選定するためのものであります。

北海道の実情は、他県より後発ではありますが、昨年12月、北海道主催による「洋上風力推進連絡会議」が開催され、このたび、北海道として初めて、「有望な区域」選定に向けた道内エリアの情報提供の受付を行いました。

こうした中、岩宇・南後志は風力発電のポテンシャルが高く、さらには道内の電力供給拠点の一つとして培ってきた歴史的背景など、新たなエネルギー産業として再生可能エネルギー

導入推進に目を向けることは、国の推進するエネルギー政策への理解、さらには後志地域の経済に大きな貢献材料になると考えております。

岩宇・南後志エリアにおける洋上風力発電推進に向けて、寿都町が事務局となり昨年12月25日に岩内町で勉強会を開催し、また、今年の1月10日には管内7か町村長及び漁協組合長を対象に「岩宇・南後志地区洋上風力発電導入推進会議」を開催し協議を行いました。

その中で、国内の洋上風力の推進状況、岩宇・南後志エリアにおける推進の必要性等を協議し、「有望な区域」選定に向けた一定の理解が得られたことから、1月14日に北海道への情報提供を行い、2月14日に北海道より国へ「情報提供書」が提出されたところであります。

今後の流れですが、「情報提供書」の提出後、国は必要な情報収集を行い、その後、有識者による第三者委員会の意見を踏まえ、「有望な区域」が選定されます。

「有望な区域」選定後は、法定協議会の設置により利害関係者を含め促進区域案

の合意とともに、国による詳細調査が行われます。

その後、第三者委員会における促進区域の基準への適合性評価を踏まえ促進区域案を決定し、法律上の手続を終えた後「促進区域の指定」が完了となります。

ここまでに要する期間は、順調に経過したとして約10か月とされており、まず「有望な区域」に選定されるためには、風況だけでなく協議を開始することにしているの利害関係者の同意や、地域との共生が重要となります。

また、「促進区域」の指定にあたっては、自然条件の優位性・適切な配置が可能であること、港湾の利用が可能であること、系統の

確保、さらには漁業に支障を及ぼさないこと、他の法律における指定区域と重複しないことなどが挙げられております。

まずは、岩宇・南後志エリアは風資源の潜在性が高い地域であり、新たな海洋産業誘致は地域振興の大きな起爆剤となりうる可能性があります。

そのためにも、国が定める「有望な区域」選定への環境整備を行い、さらには「促進区域」の指定に向けて、関係7か町村、4漁協が歩調を合わせて、岩宇・南後志海域エリアの優位性を強化にアピールし、関係省庁への要請活動を行ってまいりたいと考えております。

幸坂 順子 議員 育給食のパンは 安全な国産小麦で



■質問

「給食のパンは安全な国産小麦で」ということで教育長に質問をいたします。

昨年、農産食品分析センターで学校給食のパンを分析した結果、輸入小麦を使ったパンからはグリホ

サートが検出されました。国産小麦だけを使ったパンからはグリホサートは検出されていません。また、輸入小麦でも有機栽培では検出しておりません。

また、2019年、昨年の8月ですが産科医の国際組織である国際婦人科連合FIGOは、「グリホサートは、がんや神経発達障害、先天性欠損症との関連が疑われる。また、メチル水銀同様胎盤を通過する可能性があり、予防原則の立場から使用を避けるのは社会的責任である。」としてグリホサートの使用禁止を勧告しております。

アジアではベトナム、スリランカがグリホサートの輸入を禁止、EUではオーストリアやチェコは全面使用禁止。フランスは2023年までに段階的に廃止するなど規制の動きが世界に広がっています。

しかし、日本は逆に2017年に小麦の残留農薬基準を5ppmから30ppmへ大幅に緩和しています。

日本は小麦の八割超を輸入に頼っており、学校給食のパンにも輸入小麦が使われております。

子どもたちの健康を守る観点から、次の3点について質問いたします。

・現在、寿都の学校給食で使われているパンの小麦は輸入でしょうか、それとも国産でしょうか。

・輸入小麦が使われているとしたら国産に切り換えるべきではないでしょうか。

・また、グリホサートを主成分とする除草剤、ラウンドアップが国内でも販売されています。学校の校庭など子どもが活動する場所に使われていないでしょうか。使われている場合は使用を禁止すべきだと思いますか。

●教育長

幸坂議員の御質問にお答えします。

学校給食は、児童・生徒が食に関する正しい知識と適切な栄養の摂取、準備から後片付けを通して、日常生活における正しい食習慣を身に付けさせることを目的に実施しております。

給食の安全・安心な取組については、野菜など小売店を通さない生産者から直接購入するものについては、残留農薬検査を調査機関に委託するなど食品の衛生管理に努めているところであります。

御質問の、本町の給食パンの提供状況等については、これまで年11回となっております。町外業者1社と昨年、本町にオーブンしました「ペーカリー寿」からの納入となっております。

「ペーカリー寿」から納入していただいておりますパンについては、児童・生徒から「バラエティに富んでおいしい」と大変好評と伺っております。

引き続き、町内業者の支援という観点から購入してまいりたいと考えております。

幸坂議員、御指摘の輸入小麦を原料とするパンについては、ただいま申し上げました年11回のうち、6回が輸入小麦を使用したパンとなっておりませんが、いずれも国が示す、残留農薬基準値以内とのことであり、安全なものとして認識しております。

また、学校の校庭などの除草については、人力による草の除去や機械での草刈りなどを基本とし対応しており、グリホサートを主成分とする除草剤の使用はございません。

今後につきましても、給食の提供をはじめ、子ども達が学校で安全で安心して

過ごせるよう充分配慮をしましてまいりたいと考えております。

以上でございます。

■再質問

子ども達の給食は本当に気を使って提供していかなければならないというふう

に思うんです。グリホサートについてはですけれども、除草剤耐性の遺伝子組換え作物というものに使われる除草剤なんです。そのラウンドアップの主成分がグリホサートなんですけれども、大豆・菜種・そば・とうもろこし・小麦などの穀物に使われています。

日本では1996年に遺伝子組換え作物の輸入が解禁され、食卓に上るようになっております。ですから日常的にも私たちの口には入ることにはなっております。特に小麦なんですけれども、アメリカ・カナダ・オーストラリアに限定して日本は輸入しているんですけれども、その小麦でグリホサートの残留が増えているんです。

今回の検査では、特にパンに使われる強力粉で汚染がひどいということが分かりました。強力粉というの

は春に蒔いて秋に収穫するんですけれども、収穫期直前にグリホサートを散布することが認められたんですね、それでプレハーベストというんですけれども、その処理によるものと考えられます。

除草剤というのは本当は、農薬というのは収穫前には使ってはいけないという規定はあるんですけれども、今、小麦に関しては収穫直前にですね散布しても良いということがアメリカ・カナダでは行われております。

それで、なぜ収穫前に散布するのかというと、収穫期が秋だということ乾燥させた小麦が天候を見ながら雨が降る前に一気に刈り取る必要があるということ、除草剤を撒くと雑草が枯れて収穫効率がアップするということなんです。それで麦もしっかり乾燥して品質が向上するという、そういう大変良い点もある訳なんですけれども、農水省の農薬残留検査でもアメリカ産が9割、カナダ産のほぼ全産からグリホサートが検出されました。

2019年の11月28日、日本共産党の紙智子参議院議員は日米貿易協定について質問する中で、食の安全に関して小麦の残留農薬の問題を問いました。学校給食のパンからもグリホサートの残留が検出されているが感受性の強い子どもが食べて大丈夫なのか。という質問をしております。

それに対して江藤農水大臣は「学校給食となるとちよつとステイジが違うのかなと思いますので少し考えさせていただきたい。」という答弁をしております。

今、お聞きしましたら11回のうち6回が輸入の小麦ということ、国内産の小麦のパンも導入されているということ、少し安心しました。というのはおかしいんですけれども、岩内町のあけぼの福祉会のパンというのは、全て道産小麦を使っているんです。

寿ペーカリーでも是非その学校給食のパンは輸入小麦じゃなく道産小麦を使ってもいいのかもしれないことを要望したいと思います。

あけぼの福祉会でも元は輸入小麦を使っています。でも、町民の要求などが大変強くありまして、今は全て道産小麦というふうになっております。やはり子どもの健康を守

るという意味でも、是非そういうことをしていただけたらなと思います。

開発企業はね「飲んでも牛乳と同じぐらい安全」と言ってきたけれども、やはり今、そういうふう

に世界の研究機関からそういうことが出ておりますので、そういう意味で早く対処していただきたい。更に国際婦人科連合でいって

いますメチル水銀同様、胎盤を通過するということが出されております。これ水俣病がやはりそうなんです。あの時も農薬なんです。

農薬を造っているチツロが流した、その影響で胎児の感染もありました。ということ、子どもの安全を守るという意味にお

きまして、是非道産小麦を使ったパンを給食に提供し

ていただけたらと思います。いかがでしょうか。

●教育長

幸坂議員の方からこのグリホサートの使用についてなんです、この除草剤を使うことによって非常に

収穫が早く進む乾燥が進むというふうなことで使われているということ、そのグリホサート自体の危険性についてはおっしゃるとおりかと思っております。当然使用するに当たってはその品目に沿って希釈するなど、

それぞれ使い方が示されているものだと私は理解しております。

一部を捉えて全てが危険という判断をするには、少し考えにくいのかというふうにも思っております。

また、このピーピーエム残留農薬に関しては、どの食品にも残留農薬最低0.01ピーピーエムほどが含まれているといわれております。このようなことから当然その辺は、心掛けてはいかなきゃならないでしょうけれども、国が示す残留農薬基準値を捉えながら今後も提供してまいります。幸坂議員御指摘の道産小麦につ



いても、できる限り努めてはまいりませぬけれども、あくまでも国の示す残留農薬基準値がございませぬので、それに照らし合わせた中で、提供してまいりたいと考えております。

■幸坂議員
是非、本場に「安全」と

川地 正人 議員 防疫 新型コロナウイルス 感染対策について



■質問
「新型コロナウイルス感染対策について」一般質問をさせていただきます。

世界中で感染の拡大が続き道内でも死者が出るなど、新型コロナウイルスが猛威を振るっています。

寿都町でも防災無線を使用したり感染予防などを呼び掛けておりますが、町民の不安が広がっていると感じ質問させていただきます。

1点目、感染が確認された場合の町の医療機関の対応と、重症となられた場合の患者さんの受入先は、2点目、北海道知事から

いわれていても段々時が経つにつれて、研究が進むにつれて危険というものも出てきますので、そういう国際的なものをきちんと取り入れて、子どもの安全に関して注意を払っていただきたいなどと思っております。

の緊急事態宣言を受けて小・中・高と臨時休校となりましたが、休校中の児童・生徒への学校側の対応と共通働き世帯の配慮は。

3点目、イベント中止や外出自粛などの予想される、ゆべつゆをはじめとする観光商工業への影響とその対応策についてのお考えを伺います。

■町長
川地議員の御質問にお答えします。

昨年12月に中国の武漢に端を発した新型コロナウイルス感染症は、国内でも指定感染症とされ、様々な対策が取られておりますが、

徐々に感染者数が拡大しており、北海道での患者数は昨日現在で101名と増加傾向となっております。

後志管内では現在のところ患者の発生はありませんが、本町においては、広報2月号に折り込みのチラシにおいて、手洗いと咳エチケットの周知を行い、併せてホームページに相談先についての情報を掲載し、住民への注意喚起を行っております。

また、2月25日には町内医療機関での対応について確認を行い、防災無線での周知と3月広報に折り込みのチラシで改めて予防及び相談窓口に関する周知を行っております。

1点目の御質問についてありますが、原則、風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている、強いだるさや息苦しさがある場合は「帰国者・接触者相談センター」へ相談することとなっております。後志管内では平日日中は俱知安保健所、平日夜間及び土日祝日は北海道保健福祉部に相談し、症状などを聞いた上で、必要な場合は、専門の「帰国者・接触者外来」への紹介を行います。

そこで検査を行い、陽性

と判断された方については、感染症指定医療機関に入院治療することとなっております。後志管内では俱知安厚生病院、小樽市立病院が指定医療機関となっております。

町内医療機関での対応としましては、同センターへの相談が原則となっておりますが、まずは風邪の症状がある場合は相談若しくは受診していただき、医師が診察した結果、疑いのある方は医師から同センターに連絡し、指示を仰ぐ流れとなっております。

2点目の御質問についてですが、2月26日の北海道知事からの要請を受け、児童・生徒の感染リスクの防止に向け、2月27日から3月4日までの7日間、小学校・中学校及び保育園・学童保育を臨時休業といたしました。

3月5日からは、内閣総理大臣の要請により、引き続き臨時休校となっておりますが、感染リスクの防止はもとより、児童・生徒の精神的ストレスの緩和や生活状況の確認等のため、小学校・中学校につきましては、週に2回の登校日を設けるとともに、共働き家庭の負担軽減に向け、保育園・

学童保育につきましては、健康状態にも配慮しながら通常保育を再開したところでありませぬ。

3点目の御質問についてですが、新型コロナウイルス感染症拡大により、国内経済の先行きに対する不透明感が強まる中、本町においても不安の声が広がりを見せております。

3月に入り、学校、職場関係の行事等で例年飲食店にはぎわいを見せる時期であります。北海道より不要不急の外出を自粛する要請により、キャンセルが相次ぐなど、地域経済における影響は既に出始めている状況となっております。

2月末時点において飲食店9軒からの聞き取りでは、全ての店舗で影響を受けているとの回答があり、中でも一部の飲食店では3月の宴会予約のうち、9割のキャンセルがあったという報告もあります。「新型コロナウイルス感染症は、これまで経験したことのない未知の領域にある」といわれております。

今後、更に長期化することも予想される中、町民の安全・安心を最優先とし、正確な情報に基づき町民の日常生活にできるだけ支障を

来たさないうよう対応してまいりたいと考えております。また、地域経済への懸念につきましては、国の経済対策の動向を注視しながら町独自の対策も視野に、まずは町内の各業種別の影響等について把握に努め、必要な対策については、今後、検討してまいりたいと考えております。

■川地議員
ありがとうございます。

新型コロナウイルスは高齢者が重症化すると命の危険があるので、町的対応をお願いたしました。終わりたいと思っております。



※新型コロナウイルス感染症対策については、随時、情報が更新されていきます。正しい情報は、広報に折込のチラシをご覧ください。

2月

- 1日 道議会議員 いちはし修治 新春の集い (倶知安町 小西議長)
- 12日、13日 後志町村議会議長会定期総会 (札幌市 小西議長)
- 17日 全員協議会
- 18日、19日 北海道町村等監査委員協議会研究会・定例大会 (札幌市 木村親志監査委員)
- 21日 国保運営協議会 (小西議長)
- 23日 道議会議員 村田のりとし 新春の集い (札幌市 小西議長)
- 25日 例月出納検査、定例監査 (木村親志監査委員)
- 27日 議会運営委員会 (沢村委員長、木村眞男副委員長、友山委員、越前谷委員、石澤委員、小西議長)

3月

- 3日 令和2年第1回定例会(1日目)・全員協議会
- 4日 南部後志衛生施設組合議会 第1回定例会 (小西議長、川地議員)
南部後志環境衛生組合議会 第1回定例会 (黒松内町 友山議員)
- 9日 令和2年第1回定例会(2日目)・全員協議会
- 10日、11日 令和2年度予算特別委員会
- 12日 令和2年第1回定例会(3日目)
寿都町エネルギー政策勉強会
- 23日 岩内・寿都地方消防組合議会 定例会 (岩内町 石澤副議長)
- 24日 例月出納検査 (木村親志監査委員)
- 26日 後志教育研修センター組合議会 第1回定例会 (倶知安町 沢村議員)

4月

- 15日 寿都神社祈年祭 (石澤副議長)
- 23日 例月出納検査 (木村親志監査委員)



後志町村議会議長会定期総会